

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成29年8月26日 22時23分ごろ
発生場所	広島県廿日市市 ^{はつかいち} 巖島 ^{いづく} 北東方沖 聖崎 ^{ひじりさき} 三等三角点から真方位067° 690m付近 （概位 北緯34° 18.8′ 東経132° 20.4′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ゆうせい} 優星丸は、航行中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 優星丸、3.9トン HS3-38190（漁船登録番号）、個人所有 第270-39148号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷、舵棒及びプロペラ翼に曲損 かき筏 竹材に割損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者11人を乗せ、花火大会を見物して帰航中、巖島北東方沖を航行していたところ、かき筏に衝突した。 船長及び同乗者は、全員が巡回中の巡視艇に救助された。
分析	本船は、巖島北東方沖を航行中、かき筏に衝突したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、巖島北東方沖を航行中、かき筏に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・かき筏が設置されている海域を航行する際は、事前に設置状況を確認めるとともに、レーダーなどを活用して見張り及び船位の確認を適切に行うこと。 ・花火大会見物からの帰航中、かき筏に乗り入れる事案が発生していることを念頭に置き、操船すること。